

**大分県 I C T 講習会運営等業務委託に係る
企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項**

1 業務名

大分県 I C T 講習会運営等業務

2 目的

大分県では人口減少、少子高齢化に伴い、若年層の入職者数の減少や就労者の高齢化など、地域の守り手である建設産業の担い手が不足している。急速に進むインフラの老朽化や、令和6年度から適用された時間外労働の上限規制などに対応するためには、I C TやB I M／C I Mの活用など、公共事業の全てのプロセスにおいてD Xを推進し、更なる生産性向上を図る必要がある。

本業務は、I C T活用にかかる講習会や相談会の開催等により、I C T活用に取り組む県内建設企業の人材育成を支援するとともに、建設現場での生産性向上を図ることを目的とする。

3 業務委託の内容

別紙「大分県 I C T 講習会運営等業務 仕様書」のとおり

4 業務委託先の選定方法及び契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、企画提案競技による随意契約とする。

5 限度額

8, 212, 600円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

6 参加資格等

参加資格は法人又は法人以外の団体とし、次の全ての要件を満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 県が実施する事業を適さず競争力を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ① 事業の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - ② 宗教活動または政治活動を主たる目的とするものではないこと。
 - ③ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（前項第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係をしている者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記（1）～（4）を満たしていること。

7 提出書類等

(1) 提出書類

企画提案競技に参加する者は、次のすべての書類を提出すること。

書 類	内 容	提出部数
1 企画提案書 (様式1)	本業務の目的を踏まえた企画・提案をすること。任意様式により企画書を添付すること。 提出にあたっては、「(2) 企画提案書提出にかかる留意事項」を確認すること。	5部
2 提案者概要書 (様式2)	名称、所在地、同種業務あるいは類似業務（令和8年3月31日までに完了したもの）の実績等を記載すること。 なお、「同種業務」とは「ICT活用工事に関する技術支援業務」を、「類似業務」とは「デジタル技術を活用した施工管理に関する業務」を言い、合わせて最大3件まで記載すること（再委託による業務の実績は含まない）。	5部
3 業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する管理技術者を明記すること。 なお、配置予定の管理技術者に対する要件は、以下の資格のいずれかを有するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 技術士（総合技術監理部門（建設部門関連科目）） ● 技術士（建設部門） ● R C C M <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川、砂防及び海岸・海洋 ○ 港湾及び空港 ○ 道路 ○ 鋼構造及びコンクリート ○ トンネル 	5部

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施工計画、施工設備及び積算 ○ 機械 ● 博士（工学、学術、情報学） ● 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級） 	
4 協力企業一覧表	<p>業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の所在地、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。</p> <p>※ 複数の法人等でグループを構成して参加する場合は、代表者を定めて参加すること。なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で参加することはできない。</p>	5部
5 業務工程表	業務の実施方針、業務のフローチャート、工程計画について簡潔に記載すること。	5部
6 見積書	企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。提出された見積書は、本業務に係る審査のほか、積算の際の参考資料として用いる。	1部原本 4部写し
7 誓約書 (様式3)	大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨を書面にて誓約すること。	1部原本

(2) 企画提案書提出にかかる留意事項

- A4サイズ。長辺綴じ、2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ファイル等による綴込みは行わないこと
- ステープルは使用せず、クリップ等でとめること。
- 1者につき1提案までとし、提出後における提案書の差し替えは認めないものとする。

(3) 提出期限 令和8年5月20日（水） 17時必着

(4) 提出方法 郵送（簡易書留等配達記録が残る方法）又は持参

(5) 提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県土木建築部建設政策課 建設技術情報班

8 審査について

(1) 審査方法

- ① 企画提案関係書類による審査とし、審査基準に基づき、最優秀提案1件を選定する。なお、提案競技参加者が多数の場合、大分県土木建築部建設政策課長は予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にメールで通知する。
- ② 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。なお、合計得点が6割に達しない場合は委託業者として選定しない。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査結果

審査結果は、令和8年6月4日（木）を目途に企画提案者に文書で通知する。なお、審査の内容は公表しないこととする。

9 質疑応答

企画提案書の作成にあたり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

- (1) 提出方法及び提出先 電子メールで「12 問い合わせ先」に提出
- (2) 質問受付期限 令和8年4月28日（火） 17時まで
- (3) 質問回答期限 質問票（様式4）のとおり
- (4) 回答方法 令和8年5月1日（金）まで（予定）に大分県のホームページに回答を掲載
(回答は、本募集要項の追加又は修正事項とみなす。)

10 企画提案競技に係るスケジュール

- (1) 質問受付期限 令和8年4月28日（火） 17時まで
- (2) 質問回答期限 令和8年5月 1日（金）（予定）
- (3) 企画提案期限 令和8年5月20日（水） 17時まで
- (4) 審査結果の通知 令和8年6月 4日（木）（予定）

11 留意事項

- (1) 企画書等の作成に要する経費は参加者負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (4) 委託料は、事業の実施に必要な経費とする。ただし、受託者による会合や飲食費等、委託業務とは直接関係のない経費及び備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。
- (5) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- (6) 企画に際しては、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (8) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

12 問い合わせ先

大分県土木建築部建設政策課 建設技術情報班
(電話) 097-506-4556
(メール) a18700@pref.oita.lg.jp